



鳥取県公報

平成12年 5月23日(火)

第7182号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業の決定（耕地課）……………	1
	土地改良事業の協議の申出の適否の決定（2件）（ 〃 ）……………	1
	国土調査の指定（ 〃 ）……………	2
	総合的設計によって建築される建築物の認定（建築課）……………	2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集（総務課）……………	3
◇ 人委規則	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（給与課）……………	3

告 示

鳥取県告示第325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業内海中地区区画整理）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧にする。

平成12年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年 5月24日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第326号

鳥取市が行なう土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業高路地区区画整理）の協議の申出については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96号の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年 5 月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年 5 月24日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第327号

鳥取市が行なう土地改良事業（棚田地域等緊急保全対策事業岩坪地区区画整理）の協議の申出については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96号の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年 5 月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年 5 月24日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第328号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、次の調査を平成12年 5 月23日に国土調査として指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成12年 5 月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
米子市	米子市富益町の一部	平成12年 9 月1日から 平成14年 3 月31日まで	0.18

鳥取県告示第329号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、総合的設計によって建築される各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定したので、同条第6項の規定により次のとおり告

示する。

平成12年 5月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請者
倉吉市東巖城町2
倉吉土木事務所長 岡村億見
- 2 一団の土地の区域
(1) 位置 倉吉市北野761-162及び761-23
(2) 面積 1,271.36平方メートル
- 3 建築物の数
(1) 認定に係る建築物の数 3棟(4の用途に係るもの2棟、その他のもの1棟)
(2) 同一敷地内の他の建築物の数 なし
- 4 認定に係る建築物の用途、構造及び規模
(1) 用途 長屋住宅
(2) 構造 木造
(3) 規模 2階建
建築面積 267.05平方メートル
延べ面積 286.13平方メートル
- 5 関係図書の縦覧場所
鳥取県東町一丁目220
鳥取県土木部建築課

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第7号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成12年 5月23日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

- 1 日時 平成12年 5月26日(金) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
(1) 平成13年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針について
(2) その他

人事委員会規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 5月23日

鳥取県人事委員会委員長 坂 田 賢 一 郎

鳥取県人事委員会規則第20号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表の4の表中「次長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。